

17. 教育関係

17-1. 「職長・安全衛生責任者教育」について (戸東安第91-06号)

今後、東京支店ルールとして、「職長・安全衛生責任者」教育を受講して5年を経過した者は速やかに再教育(再教育を受講して5年経過も同じ)を受けることとします。

【職長・安全衛生責任者の支店ルール】

「職長・安全衛生責任者教育」(リスクを含む)を受講した者(新規)

(受講資格: 実務経験5年以上、かつ23才以上の者)

「職長・安全衛生責任者教育」を受講し5年を経過して能力向上教育(再教育)を受けた者

5年ごとに、能力向上教育(再教育)を受講すること!